

議案第 3 2 号

前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年前橋市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 6 条」を「第 1 6 条・第 1 7 条」に改める。

第 1 6 条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第 1 7 条とし、第 5 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（前橋市災害弔慰金等支給審査委員会）

第 1 6 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、前橋市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、医師その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年前橋市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

民生委員推薦会委員長	日 額	9, 6 0 0 円
同 委員	日 額	8, 7 0 0 円

」

を

「

民生委員推薦会委員長	日 額	9, 6 0 0 円
------------	-----	------------

」

同	委員	日	額	8,700円
災害弔慰金等支給審査委員会委員長		日	額	9,600円
同	委員	日	額	8,700円

に改める。